

大和市ポイ捨て等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食用容器等 飲食物を収納し、又は収納していた袋、ペットボトル、缶その他の容器及びチューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 犬の飼い主 犬を所有し、又は管理する者をいう。
- (3) ポイ捨て等 飲食用容器等をごみ箱等の回収容器以外の場所に捨てること及び犬の飼い主が飼い犬のふんを放置することをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (6) 所有者等 市内において、土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 公共の場所等 道路、広場、公園、河川その他の公共の用に供される場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物又は工作物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨て等の防止に係る意識啓発等この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

- 2 市は、市民等、事業者及び所有者等がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、公共の場所等で自ら生じさせた飲食用容器等を持ち帰り、又はごみ箱等の回収容器に収納しなければならない。

- 2 市民等は、地域におけるポイ捨て等を防止するため、清潔できれいなまちづくりの推進への意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、ポイ捨て等を防止するため、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実に努めるとともに、ポイ捨て等の防止に向けた意識の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(犬の飼い主の責務)

第6条 犬の飼い主は、飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、そのふんを回収し、自宅に持ち帰った上で適正に処理しなければならない。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物又は工作物等にポイ捨て等をされないように必要な措置を講じるよう努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(ポイ捨て等の禁止)

第8条 何人も、公共の場所等にポイ捨て等をしてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう口頭により指導し、又は書面により勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命令することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 第10条の規定による命令に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条の規定は、平成23年1月1日以後に第8条の規定に違反した場合に係る第9条の規定による勧告に違反した者に対して適用する。

附 則（平成24年大和市条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、改正後の第12条の規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の規定は、平成25年1月1日以後に第8条の規定に違反した場合に係る改正後の第10条の規定による命令に違反した者に対して適用する。